

1 自動車NOx・PM法適合車ステッカーって何？

- 自動車NOx・PM法の排出ガス規制に適合している、排出ガスのクリーンな自動車を見分けることができるようとするためのステッカーです。
- ステッカーのデザインは下の3種類です。ポスト新長期規制に適合している自動車には①のステッカーを、新長期規制に適合している自動車には②のステッカーを、それ以外の自動車NOx・PM法の排出ガス規制に適合している自動車には③のステッカーを貼付することができます。



- 国土交通大臣認定「低排出ガス車ステッカー」「低排出ガス重量車ステッカー」「超低PM排出ディーゼル車ステッカー」（下記のステッカー）は、自動車NOx・PM法の排出ガス規制に適合している自動車に貼付されているため、「自動車NOx・PM法適合車ステッカー」として活用されます。したがって、これらのステッカーが貼付された自動車には、「自動車NOx・PM法適合車ステッカー」を貼付対象にはなりません。

◆平成12年基準低排出ガス車ステッカー



◆平成17年基準低排出ガス車ステッカー



◆低排出ガス重量車ステッカー

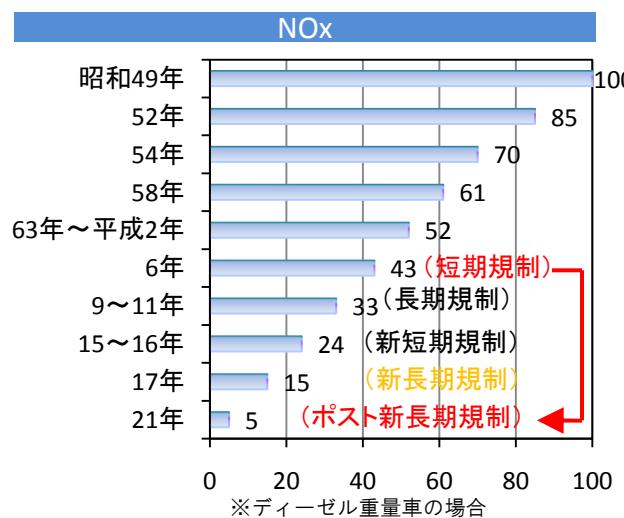


◆超低PM排出ディーゼル車ステッカー

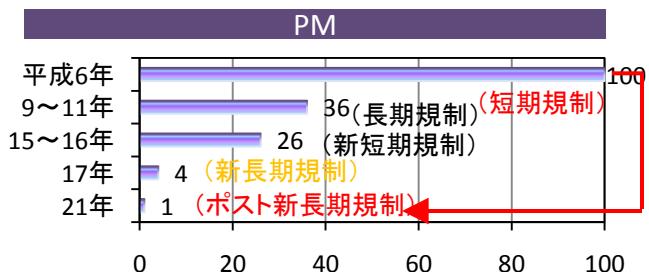


2 どうしてステッカーが必要なの？

- わが国の空気は以前に比べ着実にきれいになってきていますが、大都市圏を中心に、依然として大気汚染が存在しています。
- できるだけ早くこのような大気汚染を改善し、わが国の空気をさらにきれいにするためには、排出ガスのクリーンな自動車をさらに普及させるとともに、自動車NO_x・PM法の対策地域内における自動車NO_x・PM法の排出ガス規制に適合した自動車の使用を促進することが必要です。



短期規制（平成6年規制）適合車からポスト新長期規制（平成21年規制）適合車に代替すると、NO_xは約1/10、PMは1/100に!!



- このためには、ステッカーによって、自動車NO_x・PM法の排出ガス規制に適合している自動車を簡単に見分けることができるようになりますが重要です。

3 ステッカーを使うとどんな良いことがあるの？

1 自動車の使用者（ユーザー）の皆様

- 自動車NO_x・PM法の排出ガス規制に適合している自動車の使用者の皆様は、お使いの自動車にステッカーを貼付してください。
- これにより、自動車NO_x・PM法の排出ガス規制に適合している自動車を使っていることが外見上明らかになり、環境に優しい行動をしていることをアピールできます。

2 荷主となる事業者の皆様

- 荷主として貨物の運送を委託する事業者の皆様や、貨物の納入等を受ける事業者の皆様は、貨物の納入等の際に、ステッカーを利用して、貨物の運送に使用されている自動車が、自動車NO_x・PM法の排出ガス規制に適合している自動車であることを確認するなど、自動車の使用者の皆様に対し、自動車NO_x・PM法の排出ガス規制に適合している自動車を使用するよう要請して下さい。
- これにより、貨物の運送に使用されている自動車が自動車NO_x・PM法の排出ガス規制に適合しているものへと代替され、事業場の周辺等の大気環境の改善に貢献できるなど、環境に優しい事業者であることをアピールできます。

4 自分の車はステッカーをもらえるの？

●お使いの自動車がステッカーの交付の対象になっているか、自動車検査証を見て確認してみましょう。交付の対象になっている場合、環境省又は国土交通省へ申請することにより、ステッカーの交付を受けられます（ただし、一部の新車には、平成20年1月より購入時にステッカーが既に貼付されていますので注意が必要です。）。

交付対象自動車フローチャート

① 「自動車の種別」が「普通」又は「小型」

はい

② 「車両総重量」が3,500kg超

いいえ

はい

③ 「燃料の種類」が「軽油」

いいえ

はい

④ 「用途」が次のいずれか

- ・「貨物」
- ・「特種」
- ・「乗合」

いいえ

お使いの自動車は交付の対象となりません。

はい

お使いの自動車は
「一種交付対象自動車」です。

⑤ 「初度登録年月」が平成20年1月以降

お使いの自動車には、既にステッカーが貼付されています。

⑥ 「初度登録年月」が平成19年12月以前

次のいずれかに該当する場合、申請を行うことによりステッカーの交付が受けられます。

- ・⑥ 型式の識別記号が「A◆G」の場合*
- ・⑦ 備考欄に「使用車種規制（NOx・PM）適合」と記載されている場合**

【注】「初度登録年月」が平成20年1月以降の指定自動車等以外（並行輸入車など）については、申請によりステッカーの交付が受けられる場合があります。

お使いの自動車は
「二種交付対象自動車」です。

次のいずれかに該当する場合、申請を行うことによりステッカーの交付が受けられます。

- ・⑥ 型式の識別記号が「L◆E」「L◆F」「S◆E」「S◆F」「A◆E」「A◆F」「A◆G」の場合*
- ・⑦ 備考欄に「使用車種規制（NOx・PM）適合」と記載されている場合**
- ・上記のほか環境省・国土交通省が認める場合

* ◆は任意のアルファベット1文字

** 國土交通省による低排出ガス認定自動車

(http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha Tk10_000014.html)
については交付の対象にはなりません。

1	自動車検査証	2
5	3	4
6	7	8
7	9	

【注】 車種登録
自動車重量規制：平〇〇・〇〇〇
使用車種規制（NOx・PM）適合。この自動車の使用の本轍はNOx・PM対策地図です。
以下赤線

5 交付申請はどのようにすればいいの？

※交付申請はステッカーの交付を受けようとする自動車の自動車検査証に記載されている自動車の使用者しか行うことができませんのでご注意下さい。

1 交付申請書を書く

- まず、交付申請書を書きましょう。交付申請書の様式は、環境省または国土交通省のホームページからダウンロードするなどにより使用してください。交付申請書には、ステッカーの交付を受けようとする自動車の自動車登録番号や車両番号、初度登録年月などを、自動車検査証を確認しながら記入してください。
- 複数の自動車について一度に申請を行う場合は、所有者の別ごとに作成した一覧表を添付して申請することができます（この場合の申請方法については、環境省ホームページをご覧ください。）。

2 添付資料を用意する

- ステッカーの交付を受けようとする自動車の自動車検査証のコピー1部、切手を貼付した返信用封筒を用意します。必要な切手の額・返信用封筒の大きさについては、環境省ホームページをご覧ください。

3 交付申請書を郵送する

- 自家用自動車*については、交付申請書、自動車検査証のコピー、切手を貼付した返信用封筒を同封の上、郵送する封筒のおもて面に「自動車NOx・PM法適合車ステッカー交付申請書在中」と朱書きして、環境省に郵送します。郵送先は、下記6に記載されている環境省の住所です。
- 事業用自動車*については、国土交通省のホームページ等で申請方法をご確認ください。
- 交付申請を行ったことにより、以下の事項に同意したものとみなされます。
 - 環境省又は国土交通省により、ステッカーが貼付された自動車の車体番号やステッカーの状況、自動車検査証等の確認が行われること。
 - 上記確認の結果、ステッカーの交付を受けた自動車にステッカーを貼付していないなど、ステッカーを不適切に使用していた場合には、ステッカーを返納すること。

*自家用自動車、事業用自動車のどちらに該当するかについては、自動車検査証の「自家用・事業用の別」の欄をご確認ください。

4 ステッカーを受領し、車体に貼付する

- 交付申請書に記載された送付先にステッカーが送付されます。
- ステッカーが届きましたら、車体の見やすい位置に貼付してください。

6 お問い合わせ先

ご質問、ご不明の点があれば以下までお問い合わせください。

環境省 水・大気環境局自動車環境対策課

住所 〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2
電話 03-3581-3351（大代表）内線 6529
Email kanri-jidosha@env.go.jp
ホームページ <http://www.env.go.jp/air/car/index.html>

国土交通省 自動車交通局技術安全部環境課

住所 〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-1
電話 03-5253-8111（大代表）内線 42533
Email dpr@mlit.go.jp
ホームページ <http://www.mlit.go.jp/jidosha/roadtransport.htm>

国土交通省

殿

環 境 省

氏名又は名称

住所

代表者氏名

印

基準適合表示交付申請書

5(1)

下記により基準適合表示の交付を受けたいので、基準適合表示交付要領 の規定により、
6(1)

申請します。

記

1. 基準適合表示の交付を受けようとする自動車

- (1) 自動車登録番号又は車両番号
- (2) 初度登録年月
- (3) 自動車の種別
- (4) 用途
- (5) 自家用・事業用の別
- (6) 車両総重量
- (7) 車台番号
- (8) 型式
- (9) 燃料の種類

2. 添付書類

基準適合表示の交付を受けようとする自動車に係る自動車検査証の写し

連絡先(担当者名) (電話) (FAX)

(メールアドレス)

送付先(郵便番号) (住所)

【注意】

○基準適合表示の交付を受けようとする自動車の所有者と使用者が異なる場合には、所有者との契約等に基づき事前に自動車へ基準適合表示を貼付することについて所有者の了解を得るなど、適切に対応してください。万一、自動車へ基準適合表示を貼付したことにより、所有者との間に紛争が生じたとしても、国土交通省及び環境省は責任を負いかねます。

○送付先住所の欄には、文書等が確実に到達する住所を記入してください。また、送付先・連絡先を変更した際は、速やかに国土交通省自動車交通局技術安全部環境課又は環境省水・大気環境局自動車環境対策課に連絡してください。

○基準適合表示交付要領7(5)の規定により、申請を行った場合、国土交通省及び環境省により基準適合表示が貼付された自動車の車台番号及び基準適合表示の状況、当該自動車に係る自動車検査証その他の事項の確認が行われること、並びに、当該確認の結果、交付を受けた基準適合表示を上記1の自動車に貼付していないなど、当該基準適合表示を不適切に使用していたことが判明した場合には、当該基準適合表示を交付者に返納することについて、同意したものとみなされます。